

電力・ガス取引監視等委員会

第45回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年5月17日（水） 11：02～12：33
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第45回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合はオンラインでの開催としております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、梶川委員、石井オブザーバーは御欠席です。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日はオブザーバーとして北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されています。

以後の議事進行は、山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、議事次第に従いまして進めますが、今日の議題は特定小売供給約款の変更認可申請に係る補正についてでございます。これについてはまず事務局から資料3を御説明していただきまして、その後に北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力からも御説明いただくということになっております。その後に質疑の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から資料3について御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 それでは、資料3の2ページをお願いいたします。本日御議論いただきたい点でございますが、大手電力7社の特定小売供給約款の変更認可につきましては、この専門会合で16回にわたって厳格かつ丁寧に御審議いただきまして、本年4月27日に監視等委員会では本申請に係る査定方針案が取りまとめられたところでございます。

その後、経済産業省と消費者庁との協議を経まして、昨日、物価問題に関する関係閣僚会議において、本申請に係る査定方針が了承されたというところでございます。

これを踏まえて、各大手電力会社が経済産業大臣に対し本申請に係る補正を行いまして、経済産業大臣から監視等委員会に、本申請に係る意見聴取が行われまして、本日の御議論いただきたい点につきましては、本補正が査定方針を適切に反映したものであるか、中立的、客観的かつ専門的な観点で御確認をいただきたいということでございます。

次に3ページでございますが、前回、5月8日のときには消費者庁との協議プロセスの最中にありまして、その模様について御報告申し上げたところでございますが、その後、この表にございますように5月15日に消費者庁との協議も終わりまして、昨日、先ほど申しましたとおり関係閣僚会議で査定方針が了承され、各社から補正が提出され、同日監視等委員会で意見聴取が行われたというところでございます。

続きまして、4ページ、5ページは査定方針の概要でございますので説明は省略いたしまして、6ページが実際にどれだけの値上げ幅になったかという総括表でございます。例えば一番左側の北海道電力で説明しますと、下から2つ目の行でございますけれども、規制料金原価は申請当初は1,763億円だったのが査定の結果、1,611億円に縮減されまして、そして規制料金原価の改定率としまして31.4%から20.1%に減少することになりました。北陸電力は32.0%が21.9%、東京電力エナジーパートナーは29.2から15.3、北陸電力は43.4から39.7、中国電力は29.5から26.1、四国電力は26.8から23.0、沖縄電力は41.7から36.6という形になりました。

次に、7スライド目はそれを標準的な家庭におけるひと月当たりの電気料金で試算した結果でございます。標準的な家庭としまして30アンペア、400kWh毎月の家庭を想定しておりますが、これを同じく北海道電力を例に説明させていただきますと、申請前は1万5,662円に対してそれを2万714円に値上げをする内容の申請がありまして、査定の結果が1万8,885円、値上げ率が32%から21%へと圧縮された。さらにFIT賦課金が2023年度はkWh当たり2.1円程度圧縮されるというところもございまして820円の減と。あと燃料費調整制度も最近燃料価格がどんどん減少していることから、マイナス燃調が働きましてマイナス656円と。あと1kWh当たり7円の激変緩和措置と。そういったものも加味しますと、実質的な請求額としては1万4,609円ということになりまして、むしろ申請前よりも低い水準になったというところでございまして、FIT賦課金とか燃料費調整制度、激変緩和措置というところを加味しますと、多くの電力会社で申請前よりも低い水

準となったという結果となりました。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、各事業者さんからの説明に移りたいと思います。

まず北海道電力株式会社代表取締役社長執行役員・藤井様からお願いいたします。

○藤井オブザーバー 北海道電力の藤井でございます。

本日は御説明のお時間を頂き、ありがとうございます。当社の補正申請について、資料 3－1 に沿って御説明いたします。

2 ページを御覧ください。補正申請について、総原価は年平均で申請時より 789 億円減少いたしました。内訳は、至近の燃料価格や卸電力市場価格の低下を踏まえた需給関係費の再算定により 532 億円の減少、審査いただいた内容の反映により 257 億円の減少となっております。なお、これらの 257 億円は送配電関連費の変動額マイナス 5 億円を含んだ金額となっております。

3 ページを御覧ください。規制料金の原価について、補正原価は年平均で 1,611 億円となりますが、現行料金を継続した場合の収入は 1,307 億円にとどまり、304 億円の収入不足が発生いたします。この結果、規制料金の値上げ幅は小売料金値上げ分 20.64%に、託送料金値上げ分 2.58%を加えた 23.22%となり、申請時から 11.65 ポイント低下いたしました。

4 ページには補正原価における前提諸元を記載しております。至近の燃料価格低下を反映するため、燃料価格及び卸電力市場価格の算定に用いる諸元の採録期間を見直しております。

続いて 5 ページを御覧ください。今回の料金原価においては、泊発電所の再稼働を織り込んでおりませんが、早期再稼働に向けて総力を挙げて取り組み、再稼働後には再稼働メリットを反映し、適正な水準で値下げを実施いたします。

6 ページには泊発電所再稼働による原価低減影響として、仮に今回の補正原価 3 ヶ年のうち 3 ヶ月間の再稼働を反映した場合の試算結果をお示ししております。この場合、3 ヶ年平均で 40 億円の再稼働メリットが生じるとの試算結果となります。

7 ページを御覧ください。補正額 789 億円について具体的な補正内容を記載しており、主な内容に絞って御説明いたします。

燃料価格の低下を踏まえた再算定 532 億円の減少については、4 月 4 日の当会合にて御

説明した数値となります。

経営効率化については、効率化係数の適用等により 105 億円減少しております。

需給関係費については、需給調整市場収益に関わる査定等により 47 億円減少しております。

修繕費については、火力発電所定期点検費用のうち、メルクマールを超過した分の査定や、泊発電所 3 号機再稼働費用のうち、再稼働時期に応じて必要となる費用に関わる査定により 43 億円減少しております。

減価償却費及び事業報酬については、事業報酬率の低下や燃料価格の低下を踏まえた再算定などの総原価低減による運転資本の減などにより 11 億円減少しております。

その他経費等については、公租公課のうち法人税等に関して、算定諸元における配当金及び利益準備金積立額に関わる査定等により 40 億円減少しております。

そのほか人件費の査定等もあり、査定額は合計で 257 億円、これに燃料価格の低下を踏まえた再算定を合わせると合計 789 億円の補正額となっております。効率化係数による査定については、当社エリアの特殊事情として電源の予備力や調整力等の状況を踏まえると大変厳しいものではありませんが、低廉な電気料金の実現に向けて引き続き最大限の経営効率化に努めるとともに、将来的には北本連系線の増強による予備力問題の緩和や泊発電所の再稼働により、kWh 当たり固定費も確実に低減させてまいります。

8 ページから 17 ページには各費用項目の補正内容について増減理由等の詳細を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて 19 ページを御覧ください。電力量料金単価の値上げについては、申請時は段階別に値上げ幅を変えておりましたが、修正指示を踏まえて一律の値上げ幅としております。

20 ページを御覧ください。当社の標準的なメニューである従量電灯 B のモデル料金については、値上げ後の料金が 1 万 287 円となり、22.6%の値上げ幅となります。

21 ページには燃料費調整について記載しておりますが、お客様の御理解が得られるよう丁寧に御説明していきたいと考えております。

24 ページを御覧ください。お客様には値上げの概要につきまして、戸別に配布するチラシやホームページなどを通じて広くお知らせしてまいります。また、引き続き消費者団体様や自治体様にも個別に訪問の上、丁寧に御説明してまいります。

最後になりますが、山内座長を初め委員の皆様、また事務局の皆様におかれましては、1 月の申請以降これまで精力的に審査いただき、また限られた時間の中で査定方針をまと

めていただき、誠にありがとうございました。当社はお客様に電力を安定的にお届けすることを第一に、引き続き経営効率化に取り組むとともに、ガバナンスの強化やコンプライアンスの重視を徹底してまいります。また、少しでもお客様の御負担軽減につながる省エネサービスなどを御提案していくとともに、値上げ実施に向けてお客様への御説明についても丁寧に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、次は東北電力に移ります。御説明は東北電力株式会社取締役社長、社長執行役員であります樋口様、どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口オブザーバー 東北電力の樋口です。このたびは料金制度専門会合での説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。

弊社は昨日、経済産業省から頂きました査定方針に基づき補正申請を行いました。昨年 11 月の申請以降、委員の皆様には様々な観点から御審議いただきまして、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

本日は、昨日提出いたしました補正申請の内容について、要点のみを簡潔に御説明させていただきます。

それでは、資料の 3 ページを御覧ください。昨年 11 月の申請から今回の補正申請までの小売規制料金原価と値上げ率の推移をまとめております。当社は、昨年 11 月、平均 32.94%の値上げを申請させていただきましたが、本会合において公聴会や消費者委員会の御意見を踏まえ、燃料価格や市場価格の下落傾向を反映するとされたことから、3 月に原価の再算定を行いました。その後、本会合の議論に基づき査定減額を反映する一方、レベニューキャップ制度の導入による託送料金の値上げを織り込んだ結果、最終的な値上げ率は申請時から 7.47%減少し、25.47%となりました。

なお、この値上げ率には今年 4 月から新たな託送料金の値上げ分を反映させていただいております。

値上げの実施日については、速やかに足元の逆ざやの状況を解消させていただく観点から、本年 6 月 1 日実施予定としております。

資料は少し飛びまして 6 ページを御覧ください。原子力の再稼働に伴う料金原価の低減効果につきましては、今年 1 月 27 日の会合においてお示ししておりましたが、今回燃料費等の再算定を行った結果、再稼働に必要な費用の増加を含めても年間で 400 億円程度、

規制料金の改定率にして２％程度料金原価低減に寄与したものと試算しております。

７ページを御覧ください。補正原価の内訳とそれぞれの査定額を記載しております。これまで御審議いただきました内容を踏まえた査定方針に基づき算定した結果、補正原価は１兆５,６８０億円となり、燃料費等を再算定した後の原価からの査定額は５７２億円となっております。このうち半分程度がトップランナー査定等による燃料費の減額となっております。このほか修繕費等における効率化係数による査定や普及開発関係費等の個別査定、容量市場や需給調整市場などの新市場関連の織り込みなどによる減額が大きくなっております。

続いて電気料金の設定及びモデル料金について御説明いたします。資料１２ページを御覧ください。電気料金の設定につきましては、当初基本料金を１０アンペア、１ｋＷ当たり５０円値上げし、電力量料金の３段階料金については、１段階目の値上げ幅を低く、３段階目を高く設定しておりました。今回の査定方針において、基本料金を据え置くこと、電力量料金については３段階料金を一律に値上げすることとされました。その結果、１３ページに記載のとおり３０アンペア、月２６０ｋＷｈを御使用になるモデル料金では、現在お支払いいただいている料金からひと月当たり２,１１０円、率にしまして２６.２７％の値上げをお願いさせていただきたいと考えております。

資料１５ページと１６ページには約款規定、供給条件の変更について記載しております。

１８ページを御覧ください。今回、本会合や公聴会などで御意見を頂き、電気料金の仕組みや燃料費調整制度が消費者の皆様浸透しているとは言いがたく、御理解を得る努力を続けていく必要があると考えております。当社といたしましては、値上げ実施に当たりホームページでの専用サイトや料金値上げに関する専用のフリーダイヤルを設けるとともに、新聞広告を用いて幅広くお伝えしたいと考えております。また、お客様とのあらゆる接触機会を通じまして、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

最後になりますが、当社といたしましては審査を通じて皆様から頂きました御意見や御指摘を真摯に受け止め、引き続き徹底した経営効率化に取り組んでまいります。また、お客様に安定的に電力をお届けするとともに、少しでもお客様の御負担軽減につながるよう、電気の効率的な御利用方法などの御提案にも取り組んでまいります。

当社からは以上となります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次は東京電力です。東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長・

長崎様にお願いいたします。

○長崎オブザーバー エナジーパートナー社長の長崎でございます。

早速ですが、今回の補正認可申請の概要につきまして御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

当社は本年1月、お客様への安定的な電力供給を継続するため、経済産業大臣に規制料金の値上げを申請しておりましたが、経済産業省の料金制度専門会合における査定方針などの審議、公聴会などにおける国民の皆様の御意見の聴取などを経て、経済産業大臣から申請原価に対する修正指示などを全て反映の上、昨日5月16日に補正認可申請をさせていただきました。審査に関わっていただいた皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、資料3-3に基づきまして御説明いたします。9ページを御覧ください。査定に基づく修正指示内容などを反映した結果、原価額は年平均5兆5,919億円となり、3月30日に再算定した原価額と比べて475億円の減額となりました。最も査定額が大きいのは購入・販売電力料です。JERAの購入分の効率化を他社のトップランナー水準で織り込んだほか、効率化の深掘りや当社が外部から調達する非化石証書の調達量見通しの変更などにより599億円原価を低減しております。

人件費、設備関連費用、公租公課、その他経費などそれぞれの費目において修正指示に基づき原価を低減しております。

なお、1月の申請時には反映されていなかったレベニューキャップ制度導入に伴い、接続供給託送料の増加395億円を反映しております。

お時間の都合上この場では御説明を割愛させていただきますが、査定内容の詳細につきましては10ページ、11ページを御覧いただければと存じます。

次に12ページを御覧ください。下の棒グラフは規制部門において現行料金に基づく想定収入と原価の関係を本年1月の申請時、3月の再算定時、今回の補正申請時でそれぞれ比較したものになります。1月23日の原価申請時には、規制部門の原価に対する現行料金に基づく想定収入の不足額は2,944億円でしたが、修正指示などを反映した結果、不足額は1,596億円となりました。

その結果、規制部門については、平均単価で税抜き9.16円/kWhから税抜き4.97円/kWhに、平均値上げ率も29.31%から15.90%にそれぞれ圧縮されております。

次に38ページを御覧ください。規制料金の標準的な御家庭におけるモデル料金につい

ては、今回の補正申請により値上げ率が申請時の 28.6%から 12.9%に圧縮となります。
また、商店などのお客様向けを想定したメニューである従量電灯Cや低圧電力についてもそれぞれ値上げ率が圧縮されております。

次に 47 ページを御覧ください。お客様への御案内方法について御説明させていただきます。お客様に対しましては、ダイレクトメールなどにより電気料金の見直しについてお知らせするとともに、当社ホームページ内に専用サイトを開設し、詳細な情報をお知らせいたします。

また、電気料金の見直しに関するお問合せにつきましては、専用ダイヤルを設置し、丁寧な対応に努めてまいります。

次に 48 ページを御覧ください。ここからはお客様の御負担軽減に向けた当社の取組を御紹介させていただきます。

詳細はお時間の都合上割愛させていただきますが、今年度においても安定供給とお客様の御負担軽減のために、お客様と共に省エネを推進する取組を発展させてまいります。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。

次は北陸電力ですが、北陸電力株式会社代表取締役社長、社長執行役員の松田様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松田オブザーバー 北陸電力の松田でございます。

本日は御説明のお時間を頂き、誠にありがとうございます。また、各委員の皆様、事務局の皆様におかれましては、昨年 11 月に申請以来、約半年間の長きにわたり当社の申請内容につきまして厳格かつ丁寧に御審議いただき、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

それでは、当社の補正申請の概要につきまして御説明いたします。

まず 3 ページを御覧ください。前提諸元であります。査定方針に基づきまして、燃料価格の採録期間を当初申請から見直し、2022 年 11 月から 2023 年 1 月に変更いたしております。

右の棒グラフにありますように、発受電電力量につきましては、これら燃料価格及び卸電力市場価格の見直しに伴い、石炭火力発電量が減少し、他社受電量が増加いたしております。

4 ページを御覧ください。補正原価の概要でございます。査定方針に基づき補正原価を

算定した結果、総原価は 5,497 億円となり、申請原価対比では 239 億円減少いたしております。

これにより、規制料金の平均で 10.17 円／kWh の値上げをお願いすることとなり、改定率は 39.70% となります。申請原価対比で申し上げますと、改定原価で 11 円 12 銭が 10 円 17 銭となり 95 銭の減少、改定率では 43.4% が 39.7% と 3.71 ポイントの減少となります。

5 ページ目でございます。費目別の補正概要でございます。主な費目について説明いたします。

燃料費は燃料価格等の見直しに伴う火力発電量の減少や調達単価について、他社トップランナー価格としたことにより 334 億円の減少。

他社購入電力料は、市場価格見直し等に伴う購入額の減少、相対購入契約からの容量市場収入分の控除等により 31 億円の減少となっております。

続きまして 6 ページ、公租公課につきましては、法人税等の算定諸元であります 1 株当たりの配当金額の見直し等により 21 億円の減少。

その他経費は費用の優先度を踏まえた査定、効率化係数の適用によるさらなる効率化の深掘り等により 44 億円の減少。

控除収益は、市場価格見直し等に伴う他社販売電力料の減少等により 200 億円の減少（原価増）となっております。

以上の補正により、総原価トータルでは 239 億円の減少となりました。

7 ページでございます。志賀原子力発電所 2 号機再稼働織り込みによる原価低減影響でございます。従前から御説明のとおりでありますけれども、現時点で志賀原子力 2 号機の再稼働の時期が見通せる状況ではありませんが、原価低減等を図る観点から、2026 年 1 月を再稼働するという織り込みで原価低減を図っております。この結果、今回の申請におきましては燃料費抑制や卸販売拡大等により 115 億円の原価低減に寄与しております。これは料金に与える影響といたしましては、改定幅で 40 銭程度、改定率では 2% 程度の値上げの抑制効果となります。

8 ページから 22 ページにつきましては、補正原価と 2008 年改定現行原価との比較でありますので、説明は割愛させていただきます。

23 ページを御覧ください。料金メニューの概要につきまして御説明いたします。今回の査定方針に基づき、従量電灯の電力量料金単価は 3 段階一律の値上げに致しました。ま

た、低圧電力等の動力メニューは、引き続き夏季料金、その他季料金に単価差を設けることと致しております。

24 ページは主な料金メニューの月額の改定影響でございます。当社モデルであります従量電灯B、30 アンペア、230 k W h のモデルでは現行 6,200 円が当初申請と比較いたしますと 2,696 円、148 円改定幅が減少いたしております。

25 ページ、26 ページは契約条件の変更でございますが、こちらにつきましては当初申請から変更ございません。

27 ページ、28 ページにつきましては、お客様への説明についてでございます。電気料金の影響額やお客様への節電、省エネにつながる情報提供につきまして記載いたしております。これまでも地域での説明会を 76 回開催するなど、お客様に我々の活動につきまして御理解いただくような場を設けてまいりました。今後も幅広く説明に努める所存でございます。

以上、当社の補正申請の概要について説明させていただきました。最後になりますけれども、今回の規制料金の申請は、経営効率化努力をはるかに上回る燃料価格の高騰によることが主な要因であるとはいえ、また本会合で御議論いただいた結果、改定率は減少しているというものの、お客様には多大な御負担をおかけすることには変わりありません。大変心苦しく思っております。

今回、公聴会や国民の声等で頂いたお客様からの御指摘、御意見につきましては真摯に受け止め、今後電気料金の内容、あるいは効率的な電気の使用方法について、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。これによりお客様の御理解を頂けるようしっかり努めてまいります。また、引き続き全社を挙げて徹底した効率化について取り組んでいく所存であります。

私からは以上であります。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次は中国電力です。中国電力株式会社代表取締役、社長執行役員、瀧本様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○瀧本オブザーバー 中国電力の瀧本でございます。それでは、説明をさせていただきます。

まずもって、各委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして事務局の皆様におかれましては、長期にわたり審査に大変な御尽力を賜りました。感謝を申し上げます。また、審査期

間中には一連の不適切事案が原因となりまして、公聴会、あるいは国民の声において値上げは認めるべきではないという非常に厳しい御意見を数多く頂いております。料金制度専門会合の皆様には多大なる御迷惑をおかけしたことを改めましてお詫びを申し上げる次第でございます。

そうした中で取りまとめられました査定方針は、当社にとっては大変厳しいものではございますけれども、様々な議論の結果として行われたものでございまして、真摯に受け止めております。専門会合において頂戴した貴重な御意見につきましては、改めて御礼申し上げますとともに、今後の当社の事業運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。

査定方針を踏まえました補正内容は資料のとおりでございますけれども、以下ポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず改めてということにはなりますけれども、申請の背景について3ページの資料で御説明させていただきます。当社は、東日本大震災以降、島根原子力発電所の長期稼働停止という中で現行料金を維持してまいりましたけれども、燃料価格や市場価格の高騰、そして燃料費調整の上限超過といったことなどによりまして、2022年度は連結、個別とも過去最大の赤字となっております。

また、収支悪化によりまして、自己資本比率の低下が継続し、このままでは電力の安定供給に支障を来しかねないという考えの下、御負担をおかけするお客様に対しては誠に心苦しい限りではございますが、昨年11月末に値上げの申請をさせていただいた次第でございます。

これから補正内容について御説明いたします。4ページを御覧ください。本年3月に出されました燃料価格等の変更指示や、今回取りまとめられました査定方針を反映しました結果、原価は約400億円の減少となっております。

これに託送料金の変更を反映した補正原価の総額は1兆3,155億円となりまして、申請原価と比較しますと32億円の減少となっております。

続いて5ページを御覧ください。ここは査定額の主なものを掲載したページでございますけれども、燃料費における石炭調達価格のトップランナー査定による減少が約90億円入っております。また、市場価格の見直しなどによる減少が約70億円、そして効率化係数の適用による減少が約90億円などになります。

続いて8ページを御覧ください。この原価には島根原子力発電所2号機につきまして、

原価算定上の前提として 2024 年 1 月末からの再稼働ということを織り込んでおりますけれども、今回も申請時と同様の稼働ということで、その抑制効果を織り込んでいるところでございます。

具体的には原料費の削減効果を含めまして、原価算定期間では年間平均で 360 億円程度の抑制効果があり、1 円／kWh 弱程度の値上げ幅の圧縮に寄与しているところでございます。

9 ページを御覧ください。補正原価のうち規制部門の原価は 3 ヶ年平均で 1,388 億円となりまして、御認可いただきましたら、託送料金の変更を反映いたしました料金と比較して、規制部門の平均で 26.11%の値上げとなります。

続きまして、多少ページが飛びますが、24 ページを御覧ください。規制部門の補正原価、規制料金単価の見直しの内容でございます。当社も 1 段の値上げを低目に、3 段の値上げ幅を多目にという申請をしましたがけれども、今回の値上げというのは主に燃料費等の電気の御使用量に応じて変動する費用の高騰によるものであるという査定方針が出ております。私どもも 3 段階料金を採用している従量電灯 A などにおきまして、各段階の料金単価の値上げ幅を一律で設定いたしました。

また、基本料金を設定している従量電灯 B などにつきましては、基本料金単価を据え置き、電力量料金単価を値上げいたしております。

25 ページを御覧ください。この結果、従量電灯 A につきましては、記載しておりますようにモデル使用量で試算した場合はひと月 1,667 円の値上げになります。ただし、値上げとなりますのは現行の燃料費調整が上限に達していることによるものでございまして、仮に上限がなかったといたしますと、現行料金よりも 478 円安価になるというものでございます。

続きまして 35 ページに飛びます。お客様への御説明のページでございます。お客様には認可後に当社ホームページでお知らせをいたしますほか、検針時に配付するお知らせなどを活用し、丁寧に説明してまいります。

また、見直しに関するお問合せ窓口（専用フリーダイヤル）でお客様からのお問合せに対し丁寧に対応するとともに、今後とも分かりやすい情報提供に努めていく所存でございます。

最後になりますけれども、今後は一連の不適切事案に対する再発防止策を徹底的に実施していくことで、まずもって信頼の回復に努めてまいります。そして認可いただければ、

この料金の下、経営効率化に一層努めるとともに、業績、財務基盤の回復に取り組んで、電力の安定供給に万全を期してまいりたいと考えております。

お客様に御負担をおかけすることは誠に心苦しい思いでございますけれども、今回の見直し内容については、当社としてしっかりと説明をしていき、御理解を賜るよう取り組んでいく所存でございます。

また、冒頭申し上げましたけれども、専門会合で頂いた貴重な御意見を参考にしながら、よりよい事業運営につなげていきたいと考えておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、次は四国電力です。四国電力株式会社取締役社長 社長執行役員の長井様にお願いいたします。

○長井オブザーバー 四国電力社長の長井でございます。

本日は、今回の特定小売料金値上げの補正申請について、説明のお時間を頂き、ありがとうございます。

それでは、今回の補正申請について、資料に沿って、御説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。当社は、昨年 11 月 28 日に、規制料金について、28.08%の値上げ申請を行いました。

その後、料金制度専門会合における審査等を経て、昨日、経済産業省から申請原価に対する修正指示を頂きました。

修正指示の結果、特定小売料金原価は 773 億円、値上げ率は 28.74%となりました。

3 ページを御覧ください。本年 4 月 1 日から託送料金が見直されているため、当社では、今回の値上げに合わせ、託送料金の見直しを反映いたします。

今回の値上げ率 28.74%には、託送料金の見直しによる値上げ率 4.64%が含まれており、この影響を除いた値上げ率は 24.10%となります。

続いて、5 ページを御覧ください。原価算定における前提諸元を記載しております。諸元については、経済産業大臣の指示に基づき、本年 3 月に前提諸元を直近の実績に置き換え、原価の再算定を行っております。

6 ページを御覧ください。今回の査定内容を記載しております。今回の査定結果については、事業者間の横比較による経営効率化係数の設定による 70 億円の査定や燃料費のトップランナー査定 44 億円など、当社にとって大変厳しい内容となっております。当社と

しては、あらゆる分野においてさらに踏み込んだ費用支出の見直しや、経営効率化の深掘りに向けて知恵を絞ってまいる所存です。

7 ページから 16 ページまでは、査定を踏まえた原価の御説明となっており、割愛させていただきます。

続きまして 17 ページを御覧ください。特定小売料金の主なご契約メニューについて、平均的なモデルで値上げ影響をお示ししております。代表例を御紹介しますと、表の最上段、従量電灯 A の平均的な御使用量 260 k W h のお客様の場合、月額 2,155 円の値上げとなります。なお、足元では燃料価格が低下傾向にあり、燃料費調整により、早速 6 月分料金はマイナス調整の実施となります。6 月分のうち、6 月 1 日以降のご使用量に対しては、1 k W h 当たり 1 円 43 銭が燃料価格の低下分として差し引かれるため、従量電灯 A の平均モデルにおける値上げ率は、表中の 29.2% から 5 % が差し引かれ 24.2% となります。燃料価格の見通しは引き続き下落傾向にあります。当社としては、順調に燃料価格が低下し、少しでもお客様の御負担軽減につながることを期待しております。

続きまして 18 ページを御覧ください。値上げに関わるお客様への御説明ですが、値上げの内容や経営効率化の取組などについて、当社ホームページ上でお知らせするほか、対象となるお客様に個別にダイレクトメールをお届けいたします。また、料金値上げに関わる専用ダイヤルを設け、お客様からのお問合せに対して丁寧にお答えしていくとともに、各自治体や消費者団体様などに対しても、個別に説明を行ってまいります。

資料の御説明は以上となります。本委員会の委員の皆様を初め、関係者の皆様におかれましては、昨年 11 月以降長期にわたり御尽力頂き、改めて感謝申し上げます。当社としては、今回の審査で頂いた御指摘を踏まえ、さらなる経営効率化の深掘りに取り組んでまいります。また、お客様には、現下の厳しい経済情勢において、多大な御負担をお願いすることになり、大変心苦しい限りですが、御理解賜れるよう丁寧な説明に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、最後になります。沖縄電力です。沖縄電力株式会社代表取締役社長、社長執行役員の本永様をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○本永オブザーバー 沖縄電力の本永でございます。本日は説明のお時間を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、資料 3－7 に沿って補正の概要について御説明いたします。

3 ページを御覧ください。査定方針に基づく補正指示を反映した結果、規制部門全体で 43.4%、御家庭等の平均的なモデルでは本年 6 月の燃調を反映した場合、33.3%の値上げをお願いする内容となっております。

補正原価については、補正指示に基づく減額 97 億円と、本年 4 月の託送料金改定に伴う送配電関連費の増加 80 億円を合わせて、申請原価と比較して 17 億円の減額となる 2,153 億円となっております。

なお、資料には記載しておりませんが、沖縄エリアにおいては他エリアと比較して遜色のない水準で競争が活性化している状況下で、現在も引き続き高压部門に経過措置が残されている状況にあります。そのため規制部門の値上げ率 43.4%には高压部門も含んでおりますが、低压部門に限れば 40.9%の値上げ申請となっております。

5 ページを御覧ください。各費目における補正の主な内容を示しております。燃料費では燃料価格の参照期間の変更及び石炭、LNG 調達価格のトップランナー査定により申請原価から 40 億円の減額となっております。

他社購入電力料では、FIT 購入単価について申請時点では実績単価から算定していたところ、先物価格からの算定に見直したことなどにより、申請原価から 31 億円の減額となっております。

6 ページを御覧ください。修正指示を踏まえた補正額の合計は 97 億円となっております。

9 ページを御覧ください。当社は、申請原価に 136 億円の最大限の経営効率化を織り込んでおりましたが、今般の修正指示を反映した結果、補正原価への経営効率化の織り込みは 233 億円となりました。

続いて料金の値上げの内容等について御説明させていただきます。少し飛びますが、20 ページを御覧いただきたいと思います。規制部門の原価及び収入について説明しております。規制部門につきましては、補正後の原価額との比較においても年平均 251 億円収入が不足することから、現行の料金より 43.4%の値上げをお願いしたいと考えております。

21 ページを御覧ください。規制部門の値上げ内容について、多くの御家庭で契約いただいている従量電灯の値上げに当たりましては、燃料費の上昇が主たる要因となっていることから、各段階の料金に一律に同一の単価を上乗せしております。

23 ページをお願いいたします。従量電灯と低压電力の平均的なモデルにおける影響額

を示しております。6月分燃調の反映後で、従量電灯で33.3%、低圧電力で26.2%の値上げとなっております。国の激変緩和措置後は従量電灯で11.4%、低圧電力で8.0%となります。

25 ページを御覧ください。先ほども申し上げたとおり、当社は高圧についても経過措置が設けられております。高圧の規制部門の主な契約メニューの値上げ率について、6月分燃調の反映後は業務用で35%程度、産業用で40%程度となっておりますが、国の激変緩和措置後は業務用で23%程度、産業用で25%程度となります。

28 ページを御覧ください。今回の値上げに係るお客様への御説明について記載いたしております。値上げに至った背景や内容、当社の経営効率化の取組などについて、ホームページでのお知らせ、お電話や御訪問等を通じて丁寧に御説明しております。なお、今般の値上げ申請に当たりましては、多くのお客様より電気料金の仕組みなどについて分かりにくいというお声を多数頂いております。当社といたしましても、今後もお客様の御理解が得られるよう、引き続きお客様との接点の構築に努め、丁寧な情報提供と御説明に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、11月28日に申請をして以来、長い時間をかけまして丁寧かつ厳格に審査をしていただいた委員の皆様、事務局の皆様、大変ありがとうございます。そしてその間、公聴会、県議会での予算委員会、そして消費者庁初めとする国民の皆様から御意見も幅広く取り入れた上で、今回の補正指示だと考えております。さらなる効率化を求める声も大きく、審査のほうでもかなり厳しい査定になったと理解をしております。

我々としては、今回さらに深掘りされた効率化が97億円を加えて合計で233億円の効率化を行っていかなければならない結果となっております。かなり厳しい査定だったと受け止めております。特に燃料費の調達ではトップランナー方式が採用されましたので、厳しい結果となっておりますが、これまでにない工夫をして、我が社なりの調達力を高めていきたいと考えております。

今回の料金値上げで我々がモデル料金としている従量電灯のお客様で当初39.3%の値上げが33.3%まで低減できることになりました。さらに今実施中である国の激変緩和を加味いたしますと、11.4%まで抑制できる見通しであります。

また、お客様の御負担をお考えすると、お客様の御負担のさらなる軽減につながる省エネ提案に節電の取組等も積極的に発信していきたいと考えております。

また、電気料金の仕組みについても分かりにくいという御指摘を受けておりますので、

丁寧な説明をさせていただきたいと思います。

我々としても今回の料金の値上げを機に、査定で示された以上に効率化を加速させていかなければならないと考えております。引き続きエネルギーの安定供給に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、事務局及び事業者からの説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。御質問、御発言の御希望の方は、この会議はTeamsの挙手機能によって意思表示をお願いいたします。こちらから御指名したいと思います。どなたか御発言御希望の方いらっしゃいますでしょうか。河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野専門委員 御指名ありがとうございます。日本消費者協会の河野です。

事務局そして各社の皆様、御説明ありがとうございます。今回決定された査定方針に沿って補正申請を行っていただき、その内容については承知いたしました。その上で事業者の皆様と事務局に幾つか質問とお願いがございます。

まず今回の規制料金の値上げ申請を審査する中で、消費者として私もいろいろと考えさせられる点がございました。まず、消費者の多くが電気料金の仕組みについて十分に理解できていなかったということに加えて、電力システム改革による自由化に伴って、自らの意思で自由料金メニューを選んだ消費者が、実は選択しなかった消費者よりも高い料金を支払わざるを得ない状況になってしまったことというのは、本当に驚きでもありましたし、看過できないと思いました。

今回の規制料金の値上げでこのギャップは解消されるのか、法律で守られている規制料金にとどまる判断が主流となった場合は、自由化の意義が問われる状況となるのではないかという懸念もございます。そこで、各社の皆様に伺いたいことなのですけれども、当然のことながら自由料金に関しましては個社の御判断であることは承知しておりますが、改めて規制料金値上げの後の各社における低圧、自由料金の今後の取扱いについて伺いたいと思います。それが1点目の質問になります。

2点目は事業者の皆様へのお願いなのですが、料金値上げ実施に伴って、消費者への丁寧な説明が必要とされています。本日、各社のホームページを全て見させていただきましたところ、ほぼ全社ともトップで大見出しでこの件について情報提供されているということを確認いたしました。

他方、内容を拝見しますと、正確ではあるものの、特に託送料金の賦課などなかなか理解が難しい部分もございます。この辺りについても御配慮いただくとともに、消費者への説明を行う際には、お問合せの電話等が窓口も本当にセッティングされているし、すぐつながるというのは私も確認したのですけれども、電気という財の特殊性、蓄えることが難しく、作りおきができないとか、原材料の違いはあっても、できる製品は全て同じ品質であることや、使う電気の量と発電する量をぴったり同じにする必要があるというごくごく基本的なところについても丁寧に情報提供していただきたいといったところから、事業全体の本質の部分というのが消費者にも伝わり、今回の値上げに関しても理解していただく一助になるのではないかと思います。

3点目は、事務局資料の7ページにおいて、今回の厳正な査定の結果として、値上げ幅の減額が行われたことに加えて、F I Tの賦課金や燃調費のコントロール、それから激変緩和措置などで消費者側の負担はかなり軽減されるという御説明がございました。これは全くそのとおりだと思うのですけれども、激変緩和措置は9月までの時限措置と認識しておりまして、それ以降の動向についてお分かりになる範囲で御教示いただければと思っております。

本当にこのたびの長期にわたる査定に関しましては、事務局の皆様、そして審議に伴って様々御対応いただいた事業者の皆様、関係者の皆様、本当に大変だったと思っておりますし、これで終わりではなくて、これからまた新たに料金に関しまして社会との間でコンセンサスをしっかりと深めていっていただければと思います。

長くなりましたけれども、質問が2点とお願い1点です。よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございました。事業者からの御回答と事務局からのコメントについては、後ほどまとめてお願いしたいと思います。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいますでしょうか。圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 主に2点あります。1点は、結果として事業者サイドから見ればかなり厳しい内容になったのだろーと思います。燃料費をトップランナー規制で大きく削減したり、効率化を大きく求められる企業もありましたし、全般的にかなり厳しい査定内容になったのだろーと査定をやっていると思いました。

今後、消費者庁との協議でもあったように、早々に今後どのような効率化が行われていくかをフォローアップすることになっていると思いますけれども、その中で厳しい査定を

したことがどう効果を及ぼしているかをきちっと見ていく必要があると思っています。

これは他の産業でもそうですが、とても耐えられないと思うような厳しい状況に置かれたときにいろいろなアイデアが出て、結果的にいい意味でコストカットが進展するケースももちろんありますし、場合によってはうまいコストカット策が見つからずに、ここで言えば本来必要な修繕を先送りしなければいけないような、今回必要だと織り込んだ投資、修繕に関しても先送りせざるを得ないような状況に追い込まれることもあり得るのだと思います。

ですから大きな査定をしたことがどのような効果を各事業者に及ぼしているかもきちっとフォローアップしていく。それで、もしまた次の申請なりがあったときに生かしていくことも大事なポイントだと思います。

それからもう一点は、今、河野さんも御指摘になりましたけれども、やはり私も公聴会などでいろいろな方と意見交換する中で、こんなにも電気料金の仕組みが一般の消費者に理解されていないのかと、非常に衝撃をもって私自身感じました。

丁寧な御説明を当然各社やっただけなのだと思いますが、ぜひ気をつけていただきたいのは、一方的な情報提供にならないようにしていただきたい。きちっと双方向のコミュニケーションを取ることで、消費者がなぜ理解できなかったのかをちゃんと理解して、どういう伝え方が必要なのかを考えていただきたいということです。

電力会社の方はよく「御理解ください」と、自分たちの主張を伝えようとしますが、その前に、なぜ相手が理解してくれないかということをもっと自分が理解するところから伝える方法を模索していかないと、一方的に正しいことを伝えていても永遠に理解してもらえない状況になるのではないかと思います。各社さんとも公聴会などを通じて、一般的な消費者の認識がなかなか進んでいなかったことを認識されたと思いますので、ぜひ考え方をもう一步踏み込んでしっかりとコミュニケーションを取っていただきたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。ほかの方で御発言御希望ありますでしょうか。

それでは、河野委員からも各事業者さんに御質問が出ましたので、まず事業者さんから北海道電力から沖縄の順でコメントを頂ければと思います。それは河野委員だけではなくて今、圓尾委員の御発言についても込めてですけれども、その後事務局からコメント頂きたいと思います。

それでは、北海道電力・藤井様、よろしくお願いいたします。

○藤井オブザーバー 北海道電力・藤井でございます。御質問どうもありがとうございます。

まず1点目の河野委員からの自由料金と規制料金の料金レベルについての御質問ですが、自由料金というのは規制料金よりも低位な価格で、お得なプランになってございます。ただ、御承知のとおり、今回規制料金の燃料費調整単価が制度上の上限を突破したために、自由料金よりも規制料金のほうが安いという現象が続いておりました。

今回、補正申請におきまして自由料金も規制料金の水準を踏まえて設定してございますので、今後は規制料金よりも自由料金のほうがお得になるものと受け止めております。

なお、自由料金につきましては、お客様の電気の使い方、電気の使用量、ライフスタイルに応じた多様なメニューを用意してございますので、省エネ、それからそういったところを勘案したお客様のニーズにお応えできるように、また一方ではポイントがたまるようなお得なサービスもございますので、今後は自由料金をお選びいただけるということで受け止めております。

それから2点目、情報提供について、圓尾委員からも非常に分かりにくいということで、電気料金の体系を含めて、我々もあらゆる機会を通じて情報発信、分かりやすい説明に努めていきたいと思っております。

また、その上でなぜお客様が理解できないのかということで、双方向のコミュニケーションが必要ということですので、我々もお問合せがあった場合、専用のフリーダイヤルを用意して、お客様の御意見、御質問にお答えできるような仕組みになってございますので、今御指摘いただいた内容をしっかり踏まえた中で対応してまいりたいと思っております。

また、ホームページやチラシ等以外に、マスメディアを使った情報発信、さらには現場でも戸別訪問して対応してまいりますので、分かりやすい資料等を用いた説明に向け、引き続き努めてまいりたいと思っております。そういった観点で、PDCAを回しながらこれから進めてまいります。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。次は東北電力・樋口様、お願いいたします。

○樋口オブザーバー ありがとうございます。東北電力の樋口です。

1点目の低圧自由料金の取扱いということで、今、北海道電力さんがお話ししたものとほぼ同じなのですが、まず今回の小売規制料金の補正申請の内容も踏まえて、低圧自由料金の単価等の見直しもさせていただきます。これは昨年11月に一般のお客様等に

お知らせ済みですけれども、規制料金と同様に託送料金の変動分を反映させていただきま
す。

それで、見直し後の料金については、規制料金と同じ6月1日以降の御使用分から適用
させていただくということで今進めております。

それで御契約種別によっても異なるのですが、規制料金の従量Bと同等のよりそ
う+eねっとバリューというメニューがあるのですが、この場合、現在の御負担水準から
基本料金は39.6円の値上げ、電力料金は1kWhあたり0.67円の値下げとなりまして、
規制料金より自由料金のほうがお得になります。

もう1つ、先ほどもお話出しましたが、やはり自由料金のほうが様々なお客様への
サービス提供ということでポイントがたまるとか、省エネのサービスの御提供、いろい
ろなサービスを付加して、お客様の利便性の向上にもつなげていけるということで、基本
的には規制料金より自由料金のほうがお得だとなつてございます。

2番目の消費者様への丁寧な御説明については、東北電力の公聴会の場においても御指
摘を頂きました。電力会社、弊社は特にそうなのでしょうけれども、非常に文字を使い過
ぎて、読んでもなかなか分からないようなこれまでの一方的なお知らせになっていたとい
うことも踏まえて、ビジュアルで分かりやすい説明に努めていく必要があるというのと、
お客様にダイレクトメールだけ送りつけるだけではなくて、コールセンター等、日頃のお
客様対応も含めてしっかりと分かりやすい丁寧な説明に努めていく必要があると思ってお
りますので、これからそういう方向でしっかりと対応させていただくと考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は東京電力エナジーパートナーで長崎様、お願
いいたします。

○長崎オブザーバー 東京電力エナジーパートナーの長崎でございます。

まず1点目の自由料金レートがどうなるのかというお話でございます。こちらは今回の
値上げに伴って自由料金メニューについても同じ見直しをさせていただきますが、我々東
京電力エナジーパートナーは規制料金と同じレートで設定するという予定にございま
す。

今申し上げたのは、一番お客様のボリュームが多い通常の住宅にお住まいのお客様が加
入なさっているメニューについては、同じレートと考えております。

料金メニューのレートとしては同じレートなのですが、そこに自由メニューです

ので、いろいろなもの、付加価値のサービスがセットにできるという仕立てで、総合的に
お得感、お値打ち感があるという方針で充実してまいりたいと考えております。

例えて申し上げますと、先ほどの北海道さんのポイントもそうですし、あるいは設備、
家電が故障したときの保証サービスがついていますというものでしたり、エアコンの清掃
の割とお得なチケットがもらえますとか、そういったものをつけながらサービスを充実し
ていくということを考えております。

また、太陽光を入れたいとか蓄電池を入れたいといった昨今の防災とかカーボンニュー
トラルの御希望があるお客様については、専用のプランを自由メニューで用意して、むし
ろ加入しやすいようなメニューと共に勧奨していきたいと考えている次第でございます。

以上が1点目です。

2点目のPRについてですけれども、審査会合、特にその後の公聴会において分かりに
くいという話、ダイレクトに頂いて、そのとおりだなと私自身も思っております。実は今、
先生から燃料費調整制度とか分かりにくいという話とか、電気はためられないということ
について御指摘いただいておりますが、当社のホームページには載っております。

ただし、多分ほとんどの方が御覧になっていないので分かりにくいということ、あるい
は見たとしても何だか分かりにくいということかなと思っていますので、よりPRをする
とともに、例えば先ほどの双方向を担保して、より内容を分かりやすくしていくために従
来のPRに加えて、ユーチューブとかツイッターとか双方向の反応がダイレクトに分かる
ような説明方法を今企画してございますので、そういった形で内容についてもブラッシュ
アップしてまいりたいと考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。続いて北陸電力・松田様、お願いいたします。

○松田オブザーバー 北陸電力の松田でございます。御質問ありがとうございます。

自由料金と規制料金のすみ分けということでございますけれども、基本的に自由料金は
自由な料金でありまして、規制料金は3段階料金、いわば通増料金になっております。そ
ういう意味におきまして、ライフスタイルとかお客様の使い方に応じて多彩なメニューを
自由料金で提供させていただきながらつくっていく。あるいはポイントサービス、DRな
どもお客様の電気の効率的な使用を促す意味でそういうサービスも入れていくというこ
とで、自由料金はフレキシブルに多彩な料金メニューでお客様の生活と我々のニーズに合う
ような料金メニューをしっかりと提供していくことが必要だと思っておりますので、そうい

う形ですみ分けをしていきたい。

一番混乱したのは、燃調上限が長く規制料金はあって自由料金はなかったということで逆転しておりましたけれども、今回の料金改定によってそこら辺も是正されると思いますので、基本的には自由と規制をしっかりとお客様の選択できるように自由料金のメニューを拡充していった、サービスの提供に努めていきたいと思っています。

もう一点の分かりにくさということでもありますけれども、御指摘あったとおり、ややもすると正確性に重きがあって、分かりやすさに若干欠ける点があるのではないかという御指摘はもっともでございますので、工夫する余地はたくさんあると思っています。

今回の料金改定の御説明におきましても、私たちは民間公聴会といいますか、独自に地域の説明会を 76 回程度行っております。当然説明会の後には個別相談会なども行っております。個別相談会などはまさに双方向でございまして、いろいろな御意見、御質問あるいは自分の家になるとどうなるのだという個別の御指摘があります。こういう機会をどんどん増やしていきながらやっていきたいと思っていますし、自治体様などとも連携しながら、広報誌などにも入れていただけたところもあるようでございますので、そういう機会などもどんどん増やしながら、分かりやすさ、一方的にならないようにしっかり努めてまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。事業者さんからの御回答の途中なのですが、時間の関係もございまして、先ほど河野委員の 3 つ目の御質問で、激変緩和措置の 9 月以降の可能性といいますか見通しについてございました。これは資源エネルギー庁の吉瀬室長からお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉瀬オブザーバー 電力産業室長の吉瀬でございます。

激変緩和の 10 月以降という点につきましてでございますけれども、昨年 10 月の総合経済対策におきましては、今回の規制料金の値上げというのを念頭に置きながら、来春以降の急激な電気料金の上昇の影響緩和ということのために激変緩和策を講ずることとしたものでございます。

したがって、今回の値上げというのは、我々としては想定内ということでございますけれども、10 月以降どうするかについては、現時点では一切が未定という状況でございます。今後の資源価格の動向も見極めていく必要もあるかと思っております。

以上お答えでございます。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、事業者の方の御回答に戻りますけれども、次は中国電力の瀧本様にお願いいたします。

○瀧本オブザーバー 瀧本でございます。

御質問いただきました自由料金メニューの話でございますけれども、私どもは従来から、規制料金に比べて魅力のある料金をつくる、これが自由料金の基本的な考え方であろうと思っております。今回は規制料金で燃料費調整の上限に到達したということでございますけれども、正直申しあげてこのぐらい燃料価格が高騰するということは、そもそもあまり想定していなかったということでございますが、これは特殊な事情によるものであろうということで、今回こうした認可申請に至ったわけであります。

基本的には魅力のあるメニューということで、先ほどからいろいろお話が出ておりますけれども、自由にいろいろ設定できるということで、我々も多様なメニューを御用意しているところでございます。今回規制料金が認可いただければ、規制料金の値上げ幅は今回査定によって縮小するということであります。こうしたことも反映させた料金を、規制料金が実施されるのと同じタイミングで、値下げという形で導入するということを考えているところでございますし、様々な付加価値についても今後さらなる向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

それから、お客様に分かりやすく電気料金のみならず電気のことを説明するというのは、我々も苦勞しながらいろいろやっているところであります。河野先生からも御指摘があったように、電気そのものの商品特性も一般的に知っていらっしゃらないということも多々あると思います。私どもも身近なところでそういう話をする、知らないということが多々ございます。こうしたことは我々としてこれが常識とするのではなくて、御存じないのだということもしっかり認識し、双方向という話がございましたけれども、どこが分かりにくいのかということも突き詰めながら、今いろいろなツールがございますので、今後開発に努めて、よりよいものにしていきたいと考えているところでございます。

私から以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。次は四国電力・長井様にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○長井オブザーバー 四国電力の長井でございます。

まず自由料金に関しては、自由料金の優位性を損なうことがないように、昨日、補正申請に合わせて、自由料金の見直しについて対外公表いたしました。

それから、情報発信については、常々、一方向にならないように心がけているところで
す。特に料金の仕組みについては、分かりにくいということですので、やはり回数を重ね
てしっかりと伝えていくように取り組んでまいりたいと考えております。

私から以上であります。

○山内座長 ありがとうございます。次は沖縄電力・本永様、お願いいたします。

○本永オブザーバー 沖縄電力の本永です。

まず自由料金についてですけれども、当社は基本的に自由料金については規制料金より
安価な水準となるように料金を設定させていただいております。いろいろなお話が各社か
らもありました。当社も同じように自由料金については取組を進めております。やはりお
客様にとって利便性の高い料金になるように、いろいろな付加価値を自由料金の場合には
加味していけるかなと思っております。ポイントですとかお客様のライフスタイルに応じ
た時間に安くなるですとか、いろいろなことを考えながら自由料金は設定していきたいと
思っております。

今回は規制料金のところで燃料価格がこれだけ上昇して、上限を突破したということで
逆転現象が起きていたということでもありますけれども、自由料金はお客様にとってメリッ
トのある料金に今後も努めていきたいと考えております。

もう一点、お客様への説明のところですが、やはり今回いろいろな値上げの説明
をする中においても電気料金の仕組みについては非常に分かりにくいという御意見をたく
さん頂いたのかなと私自身も痛感しております。ですので、先ほども申し上げましたとお
り、今後はお客様との我々が説明する機会を接点の場を増やしていきたいと。圓尾委員か
らもありましたように双方向のコミュニケーションというのが大切ではないのかなと考え
ております。こちらから一方的に情報発信しただけでは、なかなかお客様には伝わりにく
いということもありますので、説明会の機会なども適宜設けながら、お客様の意見も真摯
に受け止めて、こちらからも分かりやすい説明を心がけていきたいと考えております。

私から以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。事業者様からの御説明は終わりましたので、事
務局からコメントがあればお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長 事務局から特段コメントはございません。

○山内座長 ありがとうございました。ということで、皆様の御意見と御質問について
は御議論いただきました。私の判断としては、今回の申請内容については大きな異論はな

かったと思っております。したがって、事務局及び事業者からの説明のとおり、本会合として了承したいと思えます。

事務局におかれましては、本会合の結果を電力・ガス取引等監視委員会に御報告いただくようお願い申し上げます。

最後に1つだけ感想申し上げますと、今の消費者に対する説明のところで皆様御説明いたしますということであったのですけれども、何名の方もおっしゃっていましたが、やはり相互の理解が必要で、その点でもう一步踏み込んでいただきたいというのが私の感想です。ありがとうございました。

それでは、議事は以上ということでございますので、議事進行は事務局にお返ししたいと思います。

○池田取引監視課長 本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

次回会合につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第45回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——